

申請書の記載方法(例)

(別紙様式9)

平成 年 月 日

財団法人日本冷凍食品検査協会 理事長 殿

申請者：株式会社 日本冷凍食品

住所：東京都港区芝大門 2 - 4 - 6

氏名：代表取締役

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

* 通常は輸出者になります。

衛生証明書発行申請書

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622005号：最終改正 平成23年11月28日付け食安発1128第1号)に基づき、衛生証明書の発行を申請したく、下記輸出水産物に関し、関係書類を添えて申請します。

記

証明書には、本申請書の情報を使用します。厚生労働省HPにある情報と、登録施設にご確認の上ラベル登録された製品名を記入して下さい。

以下は日本語・英語を併記する

様式9の(申請書の記載に関する注意事項)をよく確認の上記載

この様式は厚生労働省が定めたものです。様式を変えたものは受理できません。

1. 製品の由来

登録施設名(登録番号)及び住所：BR01****

株式会社 日本水産食品 第一冷蔵庫 / Nihon Suisan Syokuhin Co., Ltd.

No.1 Cold Storage

東京都港区芝浦1-2-3 / 1-2-3 Shibaura, Minato-ku, Tokyo, Japan

厚生労働省のHPにある登録施設名、住所を正確(スペース、カンマ、ピリオドを含め)に記載して下さい。

2. 製品の荷姿、記載事項

製品名：ハマチフィレ / Yellowtail Fillet

(ラベル登録された製品名を登録施設に確認し、正確に記載して下さい。「英名」とラベル登録時に使用した「製品の和名」)

数量：1,000 Cartons

ネットウェイト(kg)：10,000.00 Kg

貨物特定記号(Identification marks on the package) (*)：無し / N/A

エラー! リンクが正しくありません。ロット番号、製造年月日、賞味期限を貨物特定記号欄に記入するよう、指導された事例があります。その際は以下の記載をすることに

なりましたが、このような記載が必要かどうかは申請者において確認をお願いします。

Lot number/Production date/Expiry date

ABC1234/20.4.2010/19.4.2011

3. 貿易情報

輸出者（荷送人：日本からの輸出者）の名前及び住所：

株式会社日本冷凍食品 JAPAN FROZEN FOODS CO.,LTD.

東京都港区芝大門 2-4-6 2-4-6 Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo, Japan

輸入者（荷受人：ブラジルの輸入者）の名前及び住所：

BRAZI CO.,LTD. 1-2 SANTOS, BRAZIL

Shipper の名前(*)： 無し N / A

出発港： 横浜港 YOKOHAMA PORT JAPAN

到着港： サントス港 SANTOS PORT BRAZIL

輸送方法（船舶の名称、航空機の便名）： NIHONMARU V . * * * *

Shipping marks(*)： 無し N / M 、 EGF12345678

コンテナの番号(*)： コンテナの番号が無い場合は無し N / A

封印番号（コンテナ等の封印番号）(*)： 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。

(*)については該当するものが無ければ「無し」と記載すること。

4. 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ブラジル政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
 - 関連法規に従い、衛生条件の整えられている登録施設由来の水産食品であること。
 - 衛生条件下で衛生規制官庁の監視下で取り扱われた水産食品であり、ヒトの健康に害を与える物質が含まれておらず、化学保存料、化学着色料の使用がない、もしくは適切に表示がされているものであること。
 - 適切に保存されヒトの消費に適したものであること。

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 記入は日本語、英語併記によること。
2. 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと。

3. 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。